

## 「下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業」プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、キャッシュレス決済対応のPOSレジその他関連機器（キャッシュレス決済端末を含む。以下「POSレジ等」という。）の調達（購入）に係るプロポーザルの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

(1) 名称 下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業

(2) 事業内容

「下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 設置場所及び設置数 下松市役所 本庁市民課及び税務課窓口 各1式

### 3 提案限度額

(1) POSレジ等設置業務 8,206,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) POSレジ等保守業務（委託）

月額 60,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額には、購入（搬入、設置、操作研修等を含む。）、保守業務（クラウド利用料等を含む。）など、仕様書に記載した全てに係る費用を含むものとする。

※指定納付受託業務に係る費用は、提案限度額には含まないが、本プロポーザルでの評価対象とする。

### 4 スケジュール

(1) 公募開始 ※本市ホームページ掲載

令和8年6月17日（水）

(2) 質問書受付期間

令和8年6月17日（水）から6月24日（水）午後5時まで

(3) 質問書の回答

令和8年6月17日（水）から6月26日（金）午後5時まで

(4) 参加表明書等提出期間

令和8年6月29日（月）から7月2日（木）午後5時まで

(5) 資格審査等結果通知

令和8年7月6日（月）※メール通知

(6) 企画提案書等提出期間

令和8年7月7日（火）から7月13日（月）午後5時まで

(7) 審査会時間割等通知

令和8年7月17日（金） ※メール通知

(8) 審査会 令和8年7月23日（木）

(9) 選定結果通知 令和8年7月24日（金） ※メール通知

(10) 契約締結（予定） 令和8年7月31日（金） ※メール通知

## 5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001）等の公的認証又はプライバシーマークを取得している者であること。

(7) 過去3年以内に、自治体において同種又は類似業務の契約の実績を有する者であること。

※同種業務：POSレジ及び自動釣銭機の導入業務、キャッシュレス決済端末の導入業務並びに指定納付受託業務。

※類似業務：同種業務のうちいずれかの業務。

(8) 本公募は、複数の事業者による共同での提案も可能とする。この場合、以下の要件を満たしていること。

ア 共同で提案を行う事業者（以下「共同事業者」という。）のうち、1事業者を代表事業者として定めること。

イ 共同事業者全てが法人格を有していること。

ウ 共同事業者全てが上記（1）～（6）の参加資格を満たすこと。

エ 共同事業者のうち少なくとも1者が（7）の条件を満たしていること。

## 6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

|   | 提出書類  | 規格  | 部数 | 備考  |
|---|---|-----|----|---|
| 1 | 参加表明書   | 様式1 | 1部 | 共同提案の場合は「共同事業者について」を記載すること。                         |
| 2 | 同種業務等実績   | 様式2 | 1部 | 公募開始日前日までに契約を行った実績を記載すること。                          |
| 3 | 会社概要  | 様式3 | 1部 | 会社概要パンフレットを作成している場合は、10部添付すること。                     |
| 4 | 登記事項証明書   |     | 1部 | 法務局の発行する履歴事項全部証明書                                   |
| 5 | 納税証明書   |     | 1部 | 国税、山口県税、下松市税についてそれぞれ納税義務がある者は、該当するすべての納税証明書を提出すること。 |
| 6 | 暴力団排除に関する誓約書  | 様式4 | 1部 |   |
| 7 | 情報セキュリティマネジメントシステム<br>(ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001)<br>等の公的認証又はプライバシーマークの写し |     | 1部 |   |

※証明書等の発行日は、申請日から起算して3カ月以内のものとする。

※下松市入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記4、5、6の提出を省略できる。

※共同事業者による提案の場合には、2～7の提出書類について、全ての共同事業者分を代表事業者が取りまとめ提出すること。

(2) 提出期限 「4 スケジュールのとおり」

(3) 提出場所 「16 事務局」

(4) 提出方法

書留郵便又は直接持参とする。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「キャッシュレス決済対応POSレジ導入に係るプロポーザル参加表明書」と明記すること。

## 7 質問書の受付及び回答

(1) 提出方法

「16 事務局」までメールで提出する。(様式は別紙様式7)

(2) 回答方法等

質問に関する回答は、本市ホームページに随時掲載する。なお、質疑回答の内容をもって、本要領及び仕様書等を修正したものとする。

(3) 質問への回答期限

「4 スケジュール」のとおり

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者(以下「企画提案者」という。)は、次の各号に掲げる事項に従うこと。

(1) 提出書類

|   | 提出書類    | 規格             | 部数  | 備考  |
|---|---------|----------------|-----|---|
| 1 | 企画提案書表紙 | 様式5            | 1部  |   |
| 2 | 企画提案書   | 様式<br>任意       | 10部 | ・事業者が特定できる表現はしないこと。特定できる表現があった場合、事務局で修正する。<br>・可能な限り選定基準1～5の順に提案書を作成すること。 |
| 3 | 見積書     | 様式6-1<br>様式6-2 | 1部  |   |

(2) 提出期限 「4 スケジュールのとおり」

(3) 提出場所 「16 事務局」

(4) 提出方法

書留郵便又は直接持参とする。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「キャッシュレス決済対応POSレジ導入に係るプロポーザル企画提案書」と明記すること。

## 9 審査について

(1) 審査主体

下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業プロポーザル審査委員会

(2) 会場 下松市役所議会棟 3階 全員協議会室

(3) 開催時間 審査会時間割等通知書で連絡

(4) 内容及び時間配分 準備10分、説明20分以内、質疑応答10分以内

(5) 留意事項

① 参加者は、3名以内とする。

- ② デモンストレーション用の実機による説明を必須とする。
- ③ パソコンを使用する場合は、各提案者で用意すること。
- ④ 大型ディスプレイ（75型、HDMI入力可）及びHDMI-HDMI端子を本市で用意する。（自由に使用可）
- ⑤ 事業者名は伏せて提案すること。
- ⑥ 可能な限り、選定基準1～5の順に提案すること。
- ⑦ 審査会には、審査委員、事務局職員以外の本市職員がオブザーバーとして参加する可能性がある。

## 10 選定の方法

- (1) 選定は、選定基準に基づき、審査員が企画提案書及び審査会でのプレゼンテーションを評価する。
- (2) 評価の合計点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。また、評価点の最も高いものが2者以上あるときは、抽選とする。

## 11 選定結果の通知及び公表

- (1) 結果の通知  
全ての参加者に対し、文書により結果を通知する。
- (2) 結果の公表  
受託候補者選定後、当該候補者名を本市ホームページで公表する。

## 12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査委員会の指定した審査会の時間に来場しなかったとき。
- (2) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき及び該当しなくなったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容が仕様書に適合しないとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

## 13 契約

本市は、受託候補者と協議し、受託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調製の上、契約を締結する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるため、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「12 参加者の失格」の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとし、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

## 14 契約締結後

受託者は、本市との協議のうえ、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、本市の承認を得ること。

## 15 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者が負担するものとし、提出された企画提案書等は返還しない。
- (2) 提出期限後の各書類の差し替え、再提出は認めない。
- (3) 本市に提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 前項のほか、企画提案書類の審査やその報告のために必要がある場合は、本市がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出書類における記名・押印は、すべて下松市競争入札参加資格者名簿に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (6) 仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、本市に有益な機能等がある場合は、積極的に提案すること。

## 16 事務局

下松市 総務部 デジタル推進課

所在地：〒744-8585 下松市大手町3-3-3

電話：0833-45-1806（直通）

FAX：0833-45-1849

E-mail：jyouhou@city.kudamatsu.lg.jp